



## 猫は法律で「愛護動物」と定められています



愛護動物を殺したり、傷つけたりすると…

「2年以下の懲役または200万以下の罰金」

愛護動物を衰弱させるなどの虐待をすると…

「100万円以下の罰金」



愛護動物を遺棄(捨て猫)すると…

「100万円以下の罰金」

動物愛護という言葉は、  
一般的には動物を愛し保護することとされていますが、  
「愛し保護すること」とは、飼い主の責任において、  
室内飼育や不妊・去勢の実施など、  
他に迷惑をかけない飼育を行うことであり、  
ただ「動物をかわいがる」という意味ではありません。

猫の飼育についても良い方向に変わっていかなければなりません。



皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。